

第6節 参加と連携

市民、事業者、観光客等及び市が環境の保全に関して担うべき役割を知り、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、自主的で積極的な行動をとることにより、すべての主体が環境保全活動に参加する社会の実現を目指します。

1 奈良市環境教育基本方針

環境問題が深刻・多様化する中で、本市の豊かな歴史的文化遺産や自然環境がもたらしている“奈良らしさ”を将来の世代にまで引き継ぎ、環境負荷の少ない持続可能な社会を実現するためには、社会経済システムや私たち一人ひとりのライフスタイルを根本から見直す必要があります。そのためには、環境問題に関心を持ち、自ら考え、具体的な行動を実践する人を育てる環境教育が重要となることから、平成21年3月に「奈良市環境教育基本方針」を策定しました。

本方針では、歴史・文化、自然(生物)、水、大気、廃棄物、食、エネルギー、地球環境など幅広いテーマを対象として、市民・家庭、地域、学校、市民活動団体、事業者、観光客等、行政などそれぞれの主体が自発的に環境教育を推進するための基本的な方向性や取り組みを示しています。



2 奈良市地球温暖化対策地域協議会（通称：ならエコ・エコの和、NEW）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第26条において、地方公共団体、事業者、住民などが、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会を組織することができるとされています。

平成20年10月26日、市民（個人・団体）、NPO、事業者、学識経験者、行政などが対等な立場で和をもって協議を行い、パートナーシップにより地球温暖化対策等の活動を推進し、環境（エコロジー）も経済（エコノミー）も持続可能な社会をめざす、新しいタイプの地域協議会、「奈良市地球温暖化対策地域協議会（通称：ならエコ・エコの和、NEW）」が設立されました。当協議会では、全体協議の場である“エコエコサロン”が開設され、また省エネ・創エネの推進、3Rの推進、公共交通機関の利用促進、環境教育の推進などのプロジェクトが進められています。